別表六（十）　記載要領

1　この表のⅠは、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の４第１項又は第３項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（同条第４項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　この表のⅡは、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の４第１項若しくは第３項（これらの規定を同条第５項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）又は同条第７項の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六(十一)の表中「措法第42条の５第１項各号の該当号（旧措法第42条の５第１項各号の該当号）」を「旧措法第42条の５第１項各号の該当号」に、

平　・　・	平　・　・	平　・　・	平　・　・
平　・　・	平　・　・	平　・　・	平　・　・

平　・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
平　・　・	・　・	・　・	・　・	・　・

を

・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
・　・	・　・	・　・	・　・	・　・

に、「調整前法人税額超過構成額（別表六（二十七）「７の⑥」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六（二十八）「７の㉖」）」に、「成額」を「調整前法人税額超過構成額（別表六（二十七）「７の⑤」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六（二十八）「７の㉕」）」に、

平　・　・	
平　・　・	
平　・　・	
平　・　・	

を

・　・	
・　・	
・　・	
・　・	

に改め、同表の記載要領第１号中「が租税特別措置法」を「が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法」に、「（次号において「平成28年旧措置法」という。）第42条の５第２項若しくは第３項」を「第42条の５第３項」に改め、同号を削り、同号を同号とし、同号中「第42条の13」を「第42条の13第１項から第５項まで」に、「別表六（二十七）「７」又は別表六（二十七）付表「２」」を「別表六（二十八）「７」又は別表六（二十八）付表「２」」に改め、同号を同号とする。

別表六(十一)を次のように改める。